

一宮市大規模災害時利用井戸登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震等の大規模災害により水道水の供給が受けられない場合に、市民が生活用水を確保できるよう、市内の井戸を保有する所有者から事前登録を受け、これらの井戸を応急的な水源として活用するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 井戸 地下水を取水する施設
- (2) 所有者 井戸を所有する個人、法人、その他の団体
- (3) 登録井戸 この要綱に基づき市に登録された井戸
- (4) 大規模災害時 地震、洪水その他の自然災害により、水道インフラに広範な被害が生じた状態
- (5) 生活用水 飲用及び口に入る可能性(炊事用、洗面用、入浴等)を除く掃除等に使用する水

(登録対象井戸)

第3条 次の要件をすべて満たす井戸を登録対象とする。ただし、老朽化等により安全性が確保できないものまたは市長が不適切と判断するものは登録対象外とする。

- (1) 一宮市内に所在する井戸であること
- (2) 大規模災害時に市民が利用できる状態にあること
- (3) 所有者が大規模災害時の利用を承認していること
- (4) 井戸の位置、構造、管理方法等が明確であること

(登録)

第4条 井戸の所有者が登録を希望する場合は、次の各号の書類を市長に提出するものとする。なお、提出方法については、次の各号の提出に代え、市長が別に指定する方法により、提出することができる。

- (1) 登録届出書(様式第1号)
- (2) 井戸の位置を示す地図(住宅地図等)
- (3) 井戸の写真(地上部分及び周辺環境)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 一宮市災害時支援企業等募集要綱第3条第5号の支援を行うことについて「災害時における支援の提供に関する協定」を一宮市と締結した者は第1項の提出があったものと読み替える。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の届出があった場合は、内容を審査し、別紙様式第2号により登録を

決定し、所有者に登録証を交付するものとする。

2 市長は、登録を認めない場合は、その旨及び理由を所有者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録の決定の日から5年間とし、有効期間の満了前に市は更新希望を確認するものとする。所有者は、届出内容に変更のある場合は、更新届出を提出するものとする。

（所有者の管理）

第7条 登録井戸の所有者は、次の各号について適切な管理を行うものとする。

- （1）大規模災害時に一宮市からの要請に基づき、可能な限り周辺住民に対して井戸水の供給もしくは井戸の開放を行うこと
- （2）井戸を良好な状態に保つこと
- （3）井戸の位置、構造、管理方法に変更が生じた場合は、速やかに市に報告すること
- （4）井戸水が取水できなくなった場合は、速やかに市へ報告すること

（登録情報の管理）

第8条 市は、登録井戸の情報を適切に管理し、災害時に速やかに活用できるよう整備するものとする。

2 登録井戸の情報は、登録申請書に記載された公開対象の範囲で、平時に市民への周知を図ることができる。

（利用の開始）

第9条 市長は、大規模災害時、登録井戸の位置、利用方法、注意事項等の登録井戸情報を市民へ公開することができる。

2 前項は、所有者の事前承諾があるもしくは所有者が承諾した場合とする。

（利用方法）

第10条 市民が大規模災害時に登録井戸の利用する場合は、次の各号を遵守するものとする。

- （1）所有者の指示に従うこと
- （2）井戸の周辺を清潔に保つこと
- （3）過度な利用を避け、必要最小限の取水に努めること
- （4）取水に必要な容器は利用者が用意すること
- （5）口に入る可能性のない使用に限定すること
- （6）その他所有者が指定する事項

（所有者の協力）

第11条 登録井戸の所有者は、大規模災害時、市の井戸情報公開に可能な限り協力するも

のとする。

(登録の取消)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 井戸が登録要件を満たさなくなった場合
- (2) 所有者が登録の取消を申し出た場合
- (3) 井戸が廃止された場合
- (4) その他市長が不適切と判断する場合

第 13 条 (個人情報保護)

市は、登録に際して得た個人情報を、この要綱の目的以外に使用しないものとする。

第 14 条 (委任)

この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

第 15 条 (施行期日)

この要綱は、2026 年 9 月 24 日から施行する。